

羽村市産業振興計画懇談会の会議の傍聴に関する定め（案）

令和 8 年 5 月 1 5 日

懇 談 会 決 定

（趣旨）

第 1 条 この定めは、羽村市産業振興計画懇談会（以下、「懇談会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第 2 条 傍聴人の定員は 5 人以内とし、傍聴希望者が定員を超えるときは抽選により決定する。

（傍聴の事前周知）

第 3 条 懇談会を開催する場合は、開催日時、開催場所、公開の可否、傍聴者の定員その他必要な事項を、広報紙及びホームページ等を利用し、事前に市民に周知するよう努めなければならない。

（傍聴の手続き）

第 4 条 傍聴人は、懇談会の当日、所定の場所において、懇談会傍聴人名簿に自己の住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。

（傍聴人の入場）

第 5 条 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

（会議場への入場禁止）

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

- （１）人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- （２）酒気を帯びていると認められる者
- （３）議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- （４）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第 7 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （１）委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （２）静粛を旨とし、談論、高笑等、会議の進行に影響のある言動をしないこと。
- （３）懇談会の妨害となる行為をしないこと。

- (4) 傍聴により知り得た情報により、懇談会若しくは特定の委員を中傷するような行為又は類する行為を行わないこと。
- (5) 傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。
- (6) 懇談会中にみだりに席を離れないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 帽子、腕章、鉢巻き等の類を着用しないこと。
- (9) 懇談会中に配布された資料は、懇談会終了後直ちに返却すること。

(傍聴人の退場)

第8条 座長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第9条 座長は、懇談会に諮り、出席委員の過半数が必要と認めたときは、その日の懇談会の全部又は一部を非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この定めによるもののほか、懇談会の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この定めは、令和8年5月15日から施行する。